

令和 8 年 3 月 30 日  
復 興 庁

## 復興庁所管法令等に基づく申請等の手続における旧姓使用について

復興庁が所管する法令等の規定に基づく申請、届出、通知等における旧姓（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の使用について、他の事務連絡等に別段の定めがある場合を除き、下記のとおりお知らせします。

### 記

- 1 申請者等が、申請、届出、通知等を行おうとする際に、旧姓使用を希望する場合は、旧姓を単記若しくは併記することができます。
- 2 旧姓の単記とは、申請者等の氏名欄において、旧姓のみを記載することをいいます。
- 3 旧姓の併記とは、申請者等の氏名欄において、戸籍氏に加えて括弧書きで旧姓を記載することをいいます。  
（例）復興太郎が創生太郎に改姓した場合：創生〔復興〕太郎
- 4 上記 1 による手続において、本人確認のため氏名を証明する書類の提出等が求められている場合は、旧姓を記載した住民票の写し、個人番号カード等の公的な証明書類を提示又は提出してください。

問合せ先

復興庁法制班 電話：03-6328-1111（代表）